

x 如 住環境改善省工 不 家 電 買 換 応 榜 事 業



般家庭用の家電買い換え を支援します!



与謝野町では電気代等の高騰に伴う家計負担の軽減と、家庭における地球温暖化対策を推進することを目 的に、省エネ家雷等への買い換え費用の一部を支援します。

購入対象期間 令和6年4月1日~8月31日

申請受付期間 令和6年5月15日~9月30日

《土日・祝日除く》

補助対象者

令和6年4月1日から8月31日までに対象家電等(下記01~05) を購入された町内に住所を有する個人

※一世帯1申請です

対象家電等

- ・町内の店舗で購入したものが対象
- 省エネ基準達成率100%以上の家庭用電気機械器具が対象

冷蔵庫・冷凍庫



02 LED照明器具

対象製品情報サイト こちらから検索して ください

04エアコン

03 テレビ

※エアコンについては旧基準(目標年度2010年)の省エ ネ基準達成製品も対象

05 LED雷球



「買い換え」とは?

既存対象家電を適切な方法で処分し、新しく対象家電を購入し申請者 宅に設置することを言います 新規購入のみは交付対象外です

補助金額

- ※ 対象家電01~05の対象家電総額に対して最大5万円 を支援いたします (対象経費は本体価格のみ)
- ※工事設置運搬費、附属品の購入等は補助対象外経費

対象家電01~04

町内に本社・本店のある店舗から購入の場合

補 助 率:対象経費の3分の1(百円未満切り捨て)

補助上限額:5万円

町内に本社・本店がない町内店舗から購入の場合

補 助 率:対象経費の6分の1(百円未満切り捨て)

補助上限額:2万5千円

対象家電05

助 率:対象経費の2分の1(百円未満切り捨て)

補助上限額:1万円

その他

申請受付期間内でも申込数・交付申請額が予算枠に達した時点で申請 受付は終了といたします

予算枠に達しない場合は2次募集を行うことがあります

お問合せ先・申請先



農林環境課 地球温暖化対策室 加悦庁舎 2階 TEL:43-9023 産業観光課 商工振興係 本庁舎 1階 TEL:43-9012



与謝野町ホームページ

補助金申請まるかかりQ&A

01

対象家雷等の省エネ基準達成率とは何で すか?

省エネ基準達成率とは省エネ法に基づいて定め られた製品で目標基準値をどのくらい達成して いるのか"%"(パーセント)で表したものです。 購入を検討している製品の省エネ達成基準率に ついては、店舗・製品カタログ・省エネ型製品 情報サイトでご確認ください。

> 対象製品情報サイト 検索してください

対象製品情報サイト こちらのQRコードから 検索してください

対象家電等を買い換える店舗に条件はあ りますか?

対象店舗は与謝野町内に所在する店舗です。領 収書に記載される住所が与謝野町内である必要 があり、インターネットや通販での購入は対象 外です。

複数店舗で対象製品を購入した場合、ど のように申請すればいいですか?

別々に申請するのではなく、1つの申請書に購入 した対象家電・購入店舗等の必要事項をすべて記 入し、添付書類と一緒に申請してください。 申請は窓口に持参もしくはPDFにしてオンライン 申請してください。

※一世帯1申請としています。

04

世帯主でなくても申請できますか?

申請書に記載する申請者名は「世帯主」としま す。

また、補助金の振込先も世帯主名義とします。

与謝野町に引っ越してきました。 住民登録前の購入は対象になりますか?

住民登録前の購入でも、購入日が令和6年4月1日 以降であり、交付申請日時点で補助対象者要件 を満たしていれば申請できます。

06

補助金申請は申請受付期間内に行えば大 丈夫でしょうか?

8月31日までの購入期間とし、9月30日までの申請 受付期間としていますが、受付期間内でも申込 みが予算枠に達した時点で受付を終了します。 予算枠を超えた当該日の申請は受付します。 ただし、受付期間内までに予算枠が達しない場 合は2次募集を行うことがあります。 申請状況は随時、HPで公開予定です。

07

申請にはどのような書類が必要ですか?

申請には次の書類が必要になります。

- ① 補助金交付申請書
- ② 領収書の写し ※明細がわかるものを添付すること
- ③ 製造事業者が発行する保証書の写し
- ④ 家電リサイクル券(排出者控)の写し ※冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、エアコンのみ
- ⑤ 買い換えによる購入であることが確認 できる設置前後の写真 ※LED照明器具の場合のみ

【注意事項】

- ②~④はすべて申請者名と同一の名前が記載されたものを ご提出ください。
- ②についてレシートタイプの領収書の場合、申請者氏名の 記載の有無を問いません。

※申請いただいた書類はお返しすることができません。 また、役場でコピー等の対応は致しませんので、各自コピ ーして「写し」を提出してください。

申請方法

- ① 受付窓口に持参 農林環境課(加悦庁舎2階)又は産業観光課(本庁舎1階)
- ② オンライン申請 京都府市町村共同オンラインシステム (右QR参照) にて申請してください。 ※必要書類をまとめてPDFにして申請してください。



申請用紙等について

農林環境課、産業観光課及び野田川庁舎の住民 税務課窓口で配架しています。 また、与謝野町ホームページから様式等をダウ ンロードすることもできます。

その他、詳しいことはホームページをご覧ください。